

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十四日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第五号

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 個体等の取扱いに関する規制（第三条—第十条）
- 第三章 生息地等の保全に関する規制（第十一条—第十五条）
- 第四章 保護管理事業（第十六条—第十八条）
- 第五章 施策の推進体制等（第十九条）
- 第六章 雑則（第二十条—第二十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成二十六年群馬県条例第七十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 個体等の取扱いに関する規制

（特定県内希少野生動植物種の指定の案の公告等）

第三条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項を群馬県報（以下「県報」という。）に登載して行うものとする。

- 一 特定県内希少野生動植物種の名称
- 二 指定の理由

2 条例第十条第三項の規定による意見書の提出は、特定県内希少野生動植物種の指定の案についての意見書（別記様式第一号）に指定の案に係る利害関係を有することを疎明する書面を添付して行うものとする。

3 条例第十条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、県報に登載して行うものとする。

（公聴会）

第四条 知事は、条例第十条第四項又は第十八条第六項の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の公告は、公聴会の開催期日の二週間前までに県報に登載して行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた公述人は、公聴会の開催期日の一週間前までに、当該公聴会に係る案件に対する意見の要旨及び理由並びに住所及び氏名を記載した書面（第五項において「意見書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 4 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。
- 5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。
- 6 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 7 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 8 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 9 議長は、公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命じることができる。
- 10 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 11 議長は、公聴会の終了後、遅滞なく、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(捕獲等の禁止の適用除外)

第五条 条例第十二条第二号の規則で定めるやむを得ない事由は、別表第一に掲げるとおりとする。

(特定県内希少野生動植物種の個体等の加工品)

第六条 条例第十三条の規則で定める加工品は、はく製その他の標本（はく製その他の標本として製作する過程のものを含む。）とする。

(捕獲等の目的)

第七条 条例第十四条第一項の規則で定める目的は、教育の目的、特定県内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の調査の目的その他特定県内希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的とする。

(捕獲等の許可の申請等)

第八条 条例第十四条第二項の規定による許可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した特定県内希少野生動植物種捕獲等許可申請書（別記様式第二号）を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- 二 捕獲等をしようとする個体等に係る次に掲げる事項
 - イ 特定県内希少野生動植物種の名称
 - ロ 卵又は種子等を採取しようとする場合にあつては、その旨
 - ハ 数量
- 三 捕獲等をする目的
- 四 捕獲等をする区域及び当該区域の状況
- 五 捕獲等の方法
- 六 捕獲し、又は採取した動物又は卵の輸送方法
- 七 捕獲等をしようとする期間

- 八 捕獲し、又は採取した個体等を飼養し、又は栽培しようとする場合にあっては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培施設の取扱者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に関する経歴
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
 - 二 捕獲等しようとする個体等が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
 - 三 捕獲し、又は採取した個体等を飼養し、又は栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- 3 条例第十四条第三項第二号の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 特定県内希少野生動植物種の個体の数が著しく少なく、捕獲等によってその個体数の維持に支障を来すと予測されるとき。
 - 二 出産若しくは産卵又は結実若しくは種子散布を行う等の繁殖活動の時期にあって、捕獲等により繁殖に支障を来すと予測されるとき。
- 4 条例第十四条第五項の許可証（以下この条において「許可証」という。）は、別記様式第三号のとおりとする。
- 5 条例第十四条第六項の規定による従事者証の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した特定県内希少野生動植物種捕獲等従事者証交付申請書（別記様式第四号）を知事に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - 二 捕獲等に係る許可証の番号及び交付年月日
 - 三 捕獲等に従事する者の住所及び氏名
- 6 条例第十四条第六項の従事者証（以下この条において「従事者証」という。）は、別記様式第五号のとおりとする。
- 7 条例第十四条第七項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した特定県内希少野生動植物種捕獲等許可証等再交付申請書（別記様式第六号）を知事に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - 二 再交付を受けようとする許可証又は従事者証の番号及び交付年月日
 - 三 許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情
- 8 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から三十日以内に、これを知事に返納しなければならない。
- 9 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体等の捕獲等の場所ごとの数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。
- 10 条例第十四条第七項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を発見したときは、速やかに、

発見した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

(個体等の取扱方法)

第九条 条例第十四条第九項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 当該個体等を適当な飼養栽培施設に收容すること。
- 二 当該個体等の生息又は生育に適した条件を維持し、又は当該個体等を損傷しないよう適切に管理すること。

(身分を示す証明書)

第十条 条例第十六条第二項、第十九条第三項及び第二十二條第三項の証明書は、別記様式第七号のとおりとする。

第三章 生息地等の保全に関する規制

(生息地等保全地区の指定の公告等)

第十一条 条例第十八条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項を県報に登載して行うものとする。

- 一 生息地等保全地区の名称
- 二 生息地等保全地区の指定の区域
- 三 生息地等保全地区の指定に係る特定県内希少野生動植物種の名称
- 四 生息地等保全地区の指定の区域の保全に関する指針の案
- 五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

2 条例第十八条第五項の意見書の提出は、生息地等保全地区の指定の案についての意見書（別記様式第八号）に指定の案に係る利害関係を有することを疎明する書面を添付して行うものとする。

3 条例第十八条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、県報に登載して行うものとする。

(生息地等保全地区内における行為の許可の申請)

第十二条 条例第二十条第二項の規定による許可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した生息地等保全地区内行為許可申請書（別記様式第九号）を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 二 生息地等保全地区の名称
- 三 行為の種類
- 四 行為の目的
- 五 行為の場所
- 六 行為地及びその付近の状況
- 七 行為の施行方法（指定に係る特定県内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に対する当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）
- 八 関連行為の概要
- 九 行為の着手及び完了の予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構
造図

(既着手行為の届出)

第十三条 条例第二十条第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 行為者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名
称及び代表者の氏名）
- 二 生息地等保全地区の名称
- 三 行為の種類
- 四 行為の目的
- 五 行為の場所
- 六 行為地及びその付近の状況
- 七 行為の施行方法
- 八 関連行為の概要
- 九 行為の着手年月日
- 十 行為の完了年月日又は完了予定年月日

2 条例第二十条第五項の規定による届出をしようとする者は、前項に掲げる事項を記載
した生息地等保全地区内既着手行為届出書（別記様式第十号）を知事に提出しなければ
ならない。

3 前項の届出書には、前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(生息地等保全地区内における許可を要しない行為)

第十四条 条例第二十条第六項第二号の規則で定める行為は、別表第二に掲げるとおりと
する。

(非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出)

第十五条 条例第二十条第七項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を
記載した生息地等保全地区内非常災害応急措置届出書（別記様式第十一号）を知事に提
出しなければならない。

- 一 行為者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名
称及び代表者の氏名）
- 二 生息地等保全地区の名称
- 三 行為の種類
- 四 行為の目的
- 五 行為を行った場所
- 六 行為地及びその付近の状況
- 七 行為の施行方法
- 八 関連行為の概要
- 九 行為の着手年月日
- 十 行為の完了年月日又は完了予定年月日

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図を添付
しなければならない。

第四章 保護管理事業

(保護管理事業の確認の申請)

第十六条 条例第二十四条第四項の規定による確認の申請をしようとする市町村は、保護管理事業確認(認定)申請書(別記様式第十二号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業を実施するための計画書(次条第二項において「事業計画書」という。)を添付しなければならない。

(保護管理事業の認定の申請)

第十七条 条例第二十四条第四項の規定による認定の申請をしようとする者は、保護管理事業確認(認定)申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び現に行っている業務の概要を記載した書類並びに代表者の住民票の写し

三 法人以外の団体にあつては、規約、団体の構成員の氏名及び住所を記載した書類、現に行っている活動の概要を記載した書類並びに代表者の住民票の写し

四 野生動植物の保護を図るための活動の実績を記載した書類(法人にあつては役員全員の、法人以外の団体にあつては代表者の野生動植物の保護を図るための活動の実績を記載した書類)

(保護管理事業の確認等の通知)

第十八条 知事は、条例第二十四条第五項の規定により確認又は認定をしたときは、保護管理事業確認(認定)通知書(別記様式第十三号)により通知するものとする。

2 知事は、条例第二十五条第二項の規定により確認又は認定を取り消したときは保護管理事業確認(認定)取消通知書(別記様式第十四号)により、同条第三項の規定により認定を取り消したときは保護管理事業認定取消通知書(別記様式第十五号)により通知するものとする。

第五章 施策の推進体制等

(県内希少野生動植物種保護監視員)

第十九条 条例第三十条第二項に規定する県内希少野生動植物種保護監視員は、県内希少野生動植物種に関する知識を有する者のうちから知事が委嘱するものとする。

2 知事は、県内希少野生動植物種保護監視員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合又は県内希少野生動植物種保護監視員としてふさわしくない行為があったと認められる場合は、解嘱することができる。

3 県内希少野生動植物種保護監視員は、その身分を示す証明書(別記様式第十六号)を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 県内希少野生動植物種保護監視員は、非常勤とする。

第六章 雑則

(補償の請求)

第二十条 条例第三十一条第二項の規定による補償を受けようとする者は、損失補償請求書(別記様式第十七号)を知事に提出しなければならない。

(国等に関する協議の適用除外等)

第二十一条 条例第三十二条第一項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構
 - 二 独立行政法人森林総合研究所
 - 三 独立行政法人水資源機構
 - 四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - 五 群馬県住宅供給公社
 - 六 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金
 - 七 公益財団法人群馬県農業公社
 - 八 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項の規定に基づき設立された土地開発公社
 - 九 その他特別法の規定に基づき設立された公社、公団その他これらに類する団体で知事が適当と認めたもの
- 2 条例第三十二条第二項の規則で定める場合は、別表第三のとおりとする。
- 3 条例第三十二条第三項の規則で定める場合は、別表第四のとおりとする。

（教育等のための捕獲等の届出等）

第二十二条 第八条第一項及び第二項の規定は、別表第一第二号及び第四号の規定による届出並びに同表第二号の規定による通知について準用する。この場合において、同条第一項中「特定県内希少野生動植物種捕獲等許可申請書（別記様式第二号）」とあるのは、同表第二号及び第四号の規定による届出については「特定県内希少野生動植物種捕獲等届出書（別記様式第十八号）」と、同表第二号の規定による通知については「特定県内希少野生動植物種捕獲等通知書（別記様式第十九号）」と、同項第四号及び同条第二項第一号中「捕獲等をする区域」とあるのは、同表第四号の規定による届出については「捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。）」と読み替えるものとする。

（教育等のための鉱物の採掘等の届出等）

第二十三条 第十二条の規定は、別表第二第三号トの規定による届出及び通知について準用する。この場合において、同条第一項中「生息地等保全地区内行為許可申請書（別記様式第九号）」とあるのは、「生息地等保全地区内鉱物採掘等届出書（通知書）（別記様式第二十号）」と読み替えるものとする。

（添付書類の省略）

第二十四条 条例第十四条第一項の許可を受けた捕獲等若しくは条例第二十条第一項の許可を受けた行為の変更に係る申請又は同条第五項若しくは第七項の届出をした行為、別表第一第二号の届出若しくは通知をした捕獲等、同表第四号の届出をした行為、別表第二第三号トの規定による届出若しくは通知をした行為の変更に係る届出若しくは通知にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書若しくは通知に添付しなければならない。この場合において、第八条第二項（第二十二条において準用する場合を含む。）、第十二条第二項（前条において準用する場合を含む。）、第十三条第三項又は第十五条第二項の規定により申請書又は届出書若しくは通知に添付しなければならない書類（以下「添付書類」という。）については、当該添付書類のうちその変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項に該当するもののほか、条例第十四条第二項若しくは第二十条第二項の規定によ

る許可の申請又は同条第五項若しくは第七項、別表第一第二号若しくは第四号若しくは別表第二第三号トの規定による届出に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一章、第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

別表第一（第五条関係）

- 一 人の生命又は身体の保護のために捕獲等をするものであること。
- 二 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること（あらかじめ知事に届け出たもの（公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）にあっては、知事に通知したもの）に限る。）。
- 三 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
 - イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の三若しくは第三十八条又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十一条第一項若しくは第二項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの
 - ロ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 四 個体等の保護のための移動又は移植を目的として当該個体等の捕獲又は採取をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ知事に届け出たものに限る。）。
 - イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。
 - ロ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標を設置し、又は管理すること。
 - ハ 道路を設置し、又は管理すること。
 - ニ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
 - ホ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
 - ヘ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を設置し、又は管理すること。
 - ト 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
 - チ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第三項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。

リ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。

ヌ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測（以下「気象等の観測」という。）のための施設を設置し、又は管理すること。

ル 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。

ロ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。

リ 法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。

ロ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

ハ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

ニ 水力又は火力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのために必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業、水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項から第四項までに規定する水道事業又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

ホ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第一百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為

ヘ 群馬県文化財保護条例（昭和五十一年群馬県条例第三十九号）第四条第一項の規定により指定された県指定重要文化財、同条例第三十条第一項の規定により指定された県指定重要有形民俗文化財又は同条例第三十八条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為

ト 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する鉱業、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第十条第一項第三号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定する砂利採取業を行うこと。

チ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

別表第二（第十四条関係）

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

- ロ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。
- ハ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- ニ 砂防法第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- ホ ニに掲げるほか、法令等の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- ヘ 測量法第十条第一項に規定する測量標を設置すること。
- ト 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路及び付帯設備の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- チ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。
- リ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
- ヌ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- ル 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ヲ 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ワ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- カ 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ヨ 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- タ 電柱を設置すること。
- レ 気象等の観測のための施設を設置すること。
- ソ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- ツ 水道法第三条第八項に規定する水道施設、工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百

三十七号) 第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。

ネ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

ナ 送水管を農地に埋設すること。

ラ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを設置すること。

ム 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。

ウ 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

キ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ノ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(2)又は(7)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(2)又は(7)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(1) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの

(2) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(3) 旗ざおその他これに類するもの

(4) 門、塀、給水設備又は消火設備

(5) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備

(6) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）

(7) 高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

オ 条例第二十条第一項の規定による許可を受けた行為（条例第三十二条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの表の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

ロ 鉱業法第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の採掘のための試すいを行うこと。

ハ 露天掘りでない方法により鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

ニ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。

ホ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。

ヘ 水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。

ト 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ知事に届け出たもの（公立の大学にあつては、知事に通知したもの）に限る。）。

- 四 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量（以下「水位等」という。）に増減を及ぼすことであつて次に掲げるもの
 - イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位等に増減を及ぼすこと。
 - ロ 田畑内の池沼等の水位等に増減を及ぼすこと。
 - ハ 生息地等保全地区に指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、池沼等の水位等に増減を及ぼすこと。
- 六 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの
 - イ 建築物の存する敷地内において高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。
 - ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。
 - ハ 森林の保育のために下刈りをし、つる切りをし、又は間伐をすること。
 - ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - ヘ 気象等の観測の支障となる木竹を伐採すること。
 - ト 外来種の木竹を伐採すること。
- 七 条例第二十条第一項第八号の規定により指針で定める湖沼若しくは湿原又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水（以下「汚水等」という。）を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの
 - イ 砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設から汚水等を排出すること。
 - ロ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）に汚水等を排出すること又は下水道から汚水等を排出すること。
 - ハ 住宅から汚水等を排出すること（し尿の排出を除く。）。
 - ニ 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）から汚水等を排出すること。
 - ホ 水道法第三条第八項に規定する水道施設、工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水等を排出すること。
- 八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち条例第二十条第一項第九号の規定により指針で定める区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの
 - イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

- ロ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - ハ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - ニ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - ホ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - ヘ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業を営むために車両又は動力船を使用すること。
 - ト 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- イ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第二十条第一項第六号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げるものを除く。）
 - ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第二十条第一項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第二十条第一項第十二号及び第十三号に掲げるものを除く。）
 - ハ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第二十条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）
 - ニ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 条例第二十条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げるもの
 - (2) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - (3) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後

において幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(4) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(5) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(6) 水面を埋め立てること。

(7) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

ホ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為（条例第二十条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）

ヘ 大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為（条例第二十条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）

ト 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第二十条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げる行為を除く。）

チ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第一百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第二十条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）

リ 群馬県文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された県指定重要文化財、同条例第三十条第一項の規定により指定された県指定重要有形民俗文化財又は同条例第三十八条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第二十条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）

ヌ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

ル 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

ロ 法令等に基づく検査、調査その他これらに類する行為

リ 法令等又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 工作物の修繕のための行為

十 条例第二十条第一項第六号の規定により指針で定める方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為

別表第三（第二十一条関係）

一 特定県内希少野生動植物種の個体等の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために捕獲等をする場合（あらかじめ知事に通知したものに限る。）

ロ 傷病その他の理由により緊急に保護が必要な個体等の捕獲等をする場合（捕獲等をした後三十日以内に、知事に通知したものに限る。）

ハ 野生動植物の種の保護に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾病のまん延を防止するため、当該伝染性疾病にかかっていることが確認された個体等の捕獲等をする場合（あらかじめ知事に通知したものに限り。）

ニ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合

- (1) 砂防法第二条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。
- (2) 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を行い、又は同法に基づくぼた山崩壊防止工事を行うこと。
- (3) 河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第八条に規定する河川工事を行うこと。
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
- (5) 森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業（森林の造成又は維持のために必要な施業及び治山施設の設置を含む。）を行うこと。
- (6) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
- (7) 群馬県文化財保護条例第四条第一項の規定による県指定重要文化財の指定、同条例第三十条第一項の規定による県指定重要有形民俗文化財の指定又は同条例第三十八条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為
- (8) 別表第一第四号レ又はソに掲げる行為（あらかじめ知事に通知したものに限り。）
- (9) 法令等に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ホ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの

- (1) 別表第一第四号イからネまで（レ及びソを除く。）に掲げる行為
- (2) 砂防法第二条の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
- (3) 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
- (4) 雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止

するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

(5) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。

(6) 下水道を設置し、又は管理すること。

へ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為

二 条例第二十条第一項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

イ 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって次に掲げるもの

(1) 下水道を改築し、又は増築する場合

(2) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合

(3) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合

ロ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合（あらかじめ知事に通知したものに限る。）

ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち条例第二十条第一項第九号の規定により指針で定める区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

(1) 漁業取締りのために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(2) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合（あらかじめ知事に通知したものに限る。）

(3) 法令等に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(4) 自衛隊が、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

ニ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の種の個体等の捕獲等をする場合

ホ イからニまでに掲げるもののほか、次に掲げる場合

(1) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（条例第二十条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げる行為をする場合を除く。）

(2) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（条例第二十条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通

大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

(3) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

(4) 群馬県文化財保護条例第四条第一項の規定による県指定重要文化財の指定、同条例第三十条第一項の規定による県指定重要有形民俗文化財の指定又は同条例第三十八条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為をする場合

(5) 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合

ヘ イからホまでに掲げるものに附帯する行為をする場合

別表第四（第二十一条関係）

一 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって別表第三第二号イ(1)から(3)までに掲げるもの

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

イ 砂防法第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第三条第一項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

ロ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ハ 都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

ニ 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査する場合

ホ 群馬県文化財保護条例第四条第一項の規定による県指定重要文化財の指定、同条例第三十条第一項の規定による県指定重要有形民俗文化財の指定又は同条例第三十八条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為をする場合

ヘ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合

- ト 別表第三第二号ハ ((2)を除く。) に掲げる場合
- 三 前二号に掲げるものに附帯する行為をする場合

別記様式第1号（規格A4）（第3条関係）

特定県内希少野生動植物種の指定の案についての意見書

年 月 日

群馬県知事 へ

提出者 住 所

氏 名

印

職 業

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業 〕

電話番号

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第10条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見の概要	
指定の案に係る利害関係の内容	
<input type="checkbox"/> 指定の案に異議があります。	

注1 指定の案に異議がある場合は、□にレ点を記入してください。

2 用紙が不足する場合は、別紙に記入して提出してください。

別記様式第2号（規格A4）（第8条関係）

特定県内希少野生動植物種捕獲等許可申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者 住 所
氏 名 印
職 業
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業 〕
電話番号

特定県内希少野生動植物種の個体等の捕獲等の許可を受けたいので、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする個体等	特定県内希少野生動植物種の名称（卵又は種子等にあつては、その旨）		
	数 量		
捕獲等をする目的	学術研究・繁殖・教育・調査・その他（ ）		
捕獲等をする区域及び当該区域の状況			
捕獲等の方法			
捕獲し、又は採取した動物又は卵の輸送方法			
捕獲等をしようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで		
捕獲し、又は採取した個体等を飼養し、又は栽培しようとする場合	飼養栽培を行う場所の所在地		
	飼養栽培施設の規模及び構造		
	取 扱 者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼養栽培に関する経歴			

注1 「捕獲等をする目的」欄は、該当するものを○で囲み、詳細を別紙に記載すること。

2 「捕獲等をする区域及び当該区域の状況」欄には、捕獲等をしようとする区域の所在地、当該区域の環境及び捕獲等をしようとする個体等の生息又は生育の状況について詳細に記載すること。

3 「捕獲等の方法」欄には、捕獲等の方法及び使用する器具等の名称を記載すること。

（表）

特定県内希少野生動植物種捕獲等許可証

第 号
年 月 日

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

群馬県知事 印

住 所 （主たる事務所の所在地）	
氏 名 （名称及び代表者の氏名）	
捕獲等をしようとする特定県内 希少野生動植物種の名称（卵又は 種子等にあつては、その旨）	
数 量	
捕 獲 等 を す る 目 的	
捕 獲 等 を す る 区 域	
捕 獲 等 の 方 法	
条 件	

(裏)

注 意

- 1 この許可証は、捕獲等をするときは必ず携帯しなければならない。
- 2 この許可証は、効力を失った日から30日以内に、群馬県知事に返納しなければならない。
- 3 返納の際次の欄に所要事項を記入することにより、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則第8条第9項の報告とすることができる。

捕獲等の場所	捕獲等をした特定県内希少野生動植物種の名称及び数量	処置の概要

注 「捕獲等の場所」欄は、市町村の大字又は字の単位でまとめて記入すること。

別記様式第4号（規格A4）（第8条関係）

特定県内希少野生動植物種捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

申請者 住 所
氏 名 印
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

特定県内希少野生動植物種捕獲等従事者証の交付を受けたいので、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第14条第6項の規定により、次のとおり申請します。

特定県内希少野生動植物種捕獲等許可証	番 号	
	交付年月日	
捕獲等に従事する者の住所及び氏名		
1	住 所	
	氏 名	
2	住 所	
	氏 名	
3	住 所	
	氏 名	
4	住 所	
	氏 名	
5	住 所	
	氏 名	

特定県内希少野生動植物種捕獲等従事者証

第 号
年 月 日

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

群馬県知事 印

住 所		
氏 名		
特定県内希少野生動植物種 捕獲等許可証	番 号	
	交付年月日	
捕獲等許可者の氏名 （法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名）		
捕獲等をしようとする特定県内 希少野生動植物種の名称（卵又は 種子等にあつては、その旨）		
捕獲等をする こと を 許可された 個 体 等 の 数 量		
捕獲等をする 目 的		
捕獲等をする 区 域		
捕獲等 の 方 法		
条 件		

注 意

- 1 この従事者証は、捕獲等をするときは必ず携帯しなければならない。
- 2 この従事者証は、効力を失った日から30日以内に、群馬県知事に返納しなければならない。

別記様式第6号（規格A4）（第8条関係）

特定県内希少野生動植物種捕獲等許可証等再交付申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

申請者 住 所
氏 名 印
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

特定県内希少野生動植物種捕獲等許可証（従事者証）の再交付を受けたいので、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第14条第7項の規定により、次のとおり申請します。

再交付を受けようとする 許可証（従事者証）	番 号	
	交付年月日	
許可証若しくは従事者証を亡失し、又は 許可証若しくは従事者証が滅失した事情		

（表）

第 号
身 分 証 明 書
この身分証明書を携帯する者は、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（以下「条例」という。）第16条第1項の規定による立入検査、条例第19条第1項の規定による立入り及び条例第22条第2項の規定による立入検査又は立入調査を行う職員であることを証明する。
所 属 職 名 氏 名
年 月 日発行
群馬県知事 印

（裏）

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（抄）

（報告の徴収及び立入検査）

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第14条第1項の許可を受けた者に対し、特定県内希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定県内希少野生動植物種の個体等の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、特定県内希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指定のための実地調査）

第19条 知事は、前条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 略

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（報告の徴収及び立入検査等）

第22条 略

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保全地区内の土地に立ち入り、前項に規定する者が行った行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が特定県内希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 略

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第16条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第19条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

四 第22条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

別記様式第8号（規格A4）（第11条関係）

生息地等保全地区の指定の案についての意見書

年 月 日

群馬県知事 あて

提出者 住 所
氏 名 印
職 業
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業 〕
電話番号

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第18条第5項の規定により、次のとおり提出します。

意見の概要	
指定の案に係る 利害関係の内容	<input type="checkbox"/> 当該区域に居住する者（ ） <input type="checkbox"/> 利害関係人（ ）
<input type="checkbox"/> 指定の案に異議があります。	

注1 指定の案に異議がある場合は、□にレ点を記入してください。

2 () 内には、内容を具体的に記載してください。

3 用紙が不足する場合は、別紙に記入して提出してください。

生息地等保全地区内行為許可申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者 住 所
氏 名 印
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

生息地等保全地区の区域内における行為の許可を受けたいので、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（以下「条例」という。）第20条第2項の規定により、次のとおり申請します。

生息地等保全地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	市 町 大字 字 番地（地先） 郡 村
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為による影響の軽減の方法	
関連行為の概要	
行為の着手予定年月日	年 月 日
行為の完了予定年月日	年 月 日
備 考	

注1 「行為の種類」欄には、条例第20条第1項各号に掲げる行為の区分による行為の種類を記載すること。

2 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載することとし、その詳細については、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第12条第2項第2号の概況図に記載すること。

4 「行為の施行方法」欄には、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれに定める事項について記載すること。

(1) 条例第20条第1項第1号に掲げる行為 工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料（改築又

は増築の場合にあっては、着手前及び完成後のそれぞれについて記載すること。)

- (2) 条例第20条第1項第2号に掲げる行為 施行面積及び工事の方法
 - (3) 条例第20条第1項第3号に掲げる行為 鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積
 - (4) 条例第20条第1項第4号に掲げる行為 埋立ての面積及び工事の方法
 - (5) 条例第20条第1項第5号に掲げる行為 水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び取水量並びに使用する設備
 - (6) 条例第20条第1項第6号に掲げる行為 伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齡（皆伐の場合は、平均樹齡）、伐採木竹の胸高直径（皆伐の場合は、平均胸高直径）、伐採材積及び伐採設備
 - (7) 条例第20条第1項第7号に掲げる行為 捕獲等をする野生動植物の種の名称及び個体等の数量並びに捕獲等の方法
 - (8) 条例第20条第1項第8号に掲げる行為 汚水又は廃水の水質、排出時期及び量並びに排水設備
 - (9) 条例第20条第1項第9号に掲げる行為 車両、動力船又は航空機の種類及びその数、使用又は着陸させる土地の範囲及び面積並びに使用又は着陸の方法
 - (10) 条例第20条第1項第10号に掲げる行為 当該行為に係る動植物の種の名称及び個体等の数量並びに当該行為の方法
 - (11) 条例第20条第1項第11号に掲げる行為 散布をする物質の種類、数量及び散布の方法
 - (12) 条例第20条第1項第12号に掲げる行為 その面積及び使用する設備
 - (13) 条例第20条第1項第13号に掲げる行為 使用する器具及び観察の頻度その他の観察の方法
- 5 「行為による影響の軽減の方法」欄には、当該行為による特定県内希少野生動植物種の個体の生息又は生育への影響を軽減するための方法を記載することとし、その詳細については、規則第12条第2項第3号の平面図に記載すること。
- 6 「関連行為の概要」欄には、行為の支障となる木竹の伐採、残土処理、工事中仮設工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載することとし、その詳細については、規則第12条第2項第3号の平面図に記載すること。
- 7 「備考」欄には、他の法令等の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は行政庁への届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

生息地等保全地区内既着手行為届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者 住 所
氏 名 印
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

生息地等保全地区が指定された際、既に行為に着手していたので、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（以下「条例」という。）第20条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

生息地等保全地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	市 郡 町 村 大字 字 番地（地先）
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
行為の着手年月日	年 月 日
行為の完了年月日 又は完了予定年月日	年 月 日
備考	

注1 「行為の種類」欄には、条例第20条第1項各号に掲げる行為の区分による行為の種類を記載すること。

2 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載することとし、その詳細については、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第12条第2項第2号の概況図に記載すること。

4 「行為の施行方法」欄には、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれに定める事項について記載すること。

(1) 条例第20条第1項第1号に掲げる行為 工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料（改築又

は増築の場合にあっては、着手前及び完成後のそれぞれについて記載すること。)

- (2) 条例第20条第1項第2号に掲げる行為 施行面積及び工事の方法
 - (3) 条例第20条第1項第3号に掲げる行為 鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積
 - (4) 条例第20条第1項第4号に掲げる行為 埋立ての面積及び工事の方法
 - (5) 条例第20条第1項第5号に掲げる行為 水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び取水量並びに使用する設備
 - (6) 条例第20条第1項第6号に掲げる行為 伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齡（皆伐の場合は、平均樹齡）、伐採木竹の胸高直径（皆伐の場合は、平均胸高直径）、伐採材積及び伐採設備
 - (7) 条例第20条第1項第7号に掲げる行為 捕獲等をする野生動植物の種の名称及び個体等の数量並びに捕獲等の方法
 - (8) 条例第20条第1項第8号に掲げる行為 汚水又は廃水の水質、排出時期及び量並びに排水設備
 - (9) 条例第20条第1項第9号に掲げる行為 車両、動力船又は航空機の種類及びその数、使用又は着陸させる土地の範囲及び面積並びに使用又は着陸の方法
 - (10) 条例第20条第1項第10号に掲げる行為 当該行為に係る動植物の種の名称及び個体等の数量並びに当該行為の方法
 - (11) 条例第20条第1項第11号に掲げる行為 散布をする物質の種類、数量及び散布の方法
 - (12) 条例第20条第1項第12号に掲げる行為 その面積及び使用する設備
 - (13) 条例第20条第1項第13号に掲げる行為 使用する器具及び観察の頻度その他の観察の方法
- 5 「関連行為の概要」欄には、行為の支障となる木竹の伐採、残土処理、工事中仮設工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載することとし、その詳細については、規則第12条第2項第3号の平面図に記載すること。
- 6 「備考」欄には、他の法令等の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は行政庁への届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

生息地等保全地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者 住 所
氏 名 印
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

生息地等保全地区内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（以下「条例」という。）第20条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

生息地等保全地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為を行った場所	市 郡 町 村 大字 字 番地（地先）
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
行為の着手年月日	年 月 日
行為の完了年月日 又は完了予定年月日	年 月 日
備 考	

注1 「行為の種類」欄には、条例第20条第1項各号に掲げる行為の区分により行為の種類を記載すること。

2 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載することとし、その詳細については、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第12条第2項第2号の概況図に記載すること。

4 「行為の施行方法」欄には、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれに定める事項について記載すること。

(1) 条例第20条第1項第1号に掲げる行為 工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料（改築又

は増築の場合にあっては、着手前及び完成後のそれぞれについて記載すること。)

- (2) 条例第20条第1項第2号に掲げる行為 施行面積及び工事の方法
 - (3) 条例第20条第1項第3号に掲げる行為 鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積
 - (4) 条例第20条第1項第4号に掲げる行為 埋立ての面積及び工事の方法
 - (5) 条例第20条第1項第5号に掲げる行為 水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び取水量並びに使用する設備
 - (6) 条例第20条第1項第6号に掲げる行為 伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齡（皆伐の場合は、平均樹齡）、伐採木竹の胸高直径（皆伐の場合は、平均胸高直径）、伐採材積及び伐採設備
 - (7) 条例第20条第1項第7号に掲げる行為 捕獲等をする野生動植物の種の名称及び個体等の数量並びに捕獲等の方法
 - (8) 条例第20条第1項第8号に掲げる行為 汚水又は廃水の水質、排出時期及び量並びに排水設備
 - (9) 条例第20条第1項第9号に掲げる行為 車両、動力船又は航空機の種類及びその数、使用又は着陸させる土地の範囲及び面積並びに使用又は着陸の方法
 - (10) 条例第20条第1項第10号に掲げる行為 当該行為に係る動植物の種の名称及び個体等の数量並びに当該行為の方法
 - (11) 条例第20条第1項第11号に掲げる行為 散布をする物質の種類、数量及び散布の方法
 - (12) 条例第20条第1項第12号に掲げる行為 その面積及び使用する設備
 - (13) 条例第20条第1項第13号に掲げる行為 使用する器具及び観察の頻度その他の観察の方法
- 5 「関連行為の概要」欄には、行為の支障となる木の伐採、残土処理、工事用仮設工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載することとし、その詳細については、規則第15条第2項の地形図に記載すること。
- 6 「備考」欄には、他の法令等の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は行政庁への届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

別記様式第12号（規格A4）（第16条、第17条関係）

保護管理事業確認（認定）申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者 住 所

氏 名

印

（ 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名 ）

電話番号

保護管理事業について確認（認定）を受けたいので、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第24条第4項の規定により、次のとおり申請します。

保護管理事業計画の名称	
保護管理事業の対象となる 特定県内希少野生動植物種の名称	
保護管理事業を開始しようとする年月日	

添付書類：事業計画書（別紙）

(別紙)

事業計画書

事業の名称			
事業の目標			
事業の内容			
事業に要する費用の総額及びその主な内訳並びにその調達方法			
事業の実施期間及び工程			
生息地又は生育地において事業を実施する場合	事業実施区域及び当該区域の状況		
	土地所有者の承諾の状況等		
飼養し、又は栽培しようとする場合	飼養栽培を行う場所の所在地		
	飼養栽培施設の規模及び構造		
	取扱者	住所	
		氏名	
		職業	
飼養栽培に関する経歴			
他の法令等の規定による許認可、届出等の状況			
備考			

注1 「事業の目標」欄には、当該保護管理事業の目標を具体的に記載すること。

2 「事業の内容」欄には、個体数の維持又は回復のための手法、生息地又は生育地の保全又は再生のための手法等について、その概要を記載すること。

3 「事業実施区域及び当該区域の状況」欄には、当該保護管理事業を行おうとする区域の所在地、当該区域の地形、植生等の状況及び保護管理事業計画の対象となる特定県内希少野生動植物種の生息状況又は生育状況について詳細に記載すること。

4 「備考」欄には、申請者が過去に群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第14条第1項又は第20条第1項の許可を受けた者である場合にあっては、その旨並びに当該許可の年月日及び番号並びに当該許可に付された条件を記載すること。

添付書類

1 特定県内希少野生動植物種の生息地又は生育地において事業を実施する場合にあっては、事業実施区域の状況を明らかにした図面及び地権者の同意書の写し（地権者の同意書は、事業実施区域が自己の土地でない場合に限る。）

2 飼養し、又は栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

保護管理事業確認（認定）通知書

第 号
年 月 日

年 月 日に申請のあった保護管理事業について、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第24条第2項（第24条第3項）の規定により確認（認定）をしたので、同条第5項の規定により通知する。

群馬県知事 印

住 所 （主たる事務所の所在地）	
氏 名 （名称及び代表者の氏名）	
確 認（ 認 定 ） 番 号	
特定県内希少野生動植物種の種類	
保護管理事業を実施する場所	
事 業 計 画 の 概 要	
保 護 管 理 事 業 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

保護管理事業確認（認定）取消通知書

第 号
年 月 日

年 月 日付けで群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第25条第2項の規定により保護管理事業の確認（認定）を取り消したので、同条例第24条第5項の規定により通知する。

群馬県知事 印

住 所 （主たる事務所の所在地）	
氏 名 （名称及び代表者の氏名）	
確 認 （ 認 定 ） 番 号	
特定県内希少野生動植物種の種類	
保護管理事業を実施する場所	
取 消 し の 理 由	

保護管理事業認定取消通知書

第 号
年 月 日

年 月 日付けで群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第25条第3項の規定により保護管理事業の認定を取り消したので、同条例第24条第5項の規定により通知する。

群馬県知事 印

住 所 (主たる事務所の所在地)	
氏 名 (名称及び代表者の氏名)	
認 定 番 号	
特定県内希少野生動植物種の種類	
保護管理事業を実施する場所	
取 消 し の 理 由	

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、群馬県知事に対して異議申立てをすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第16号（規格6センチメートル×9センチメートル）（第19条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
この身分証明書を携帯する者は、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第30条第2項に規定する県内希少野生動植物種保護監視員であることを証明する。
氏 名 生年月日
年 月 日発行
群馬県知事 印

（裏）

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（抄）
（監視指導体制の整備）
第30条 略
2 知事は、県内希少野生動植物種の保護に関する監視、指導等に当たらせるため、県内希少野生動植物種保護監視員を置くことができる。
3 県内希少野生動植物種保護監視員は、規則で定めるところにより、知事が委嘱する。
群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（抄）
（県内希少野生動植物種保護監視員）
第19条 略
2 略
3 県内希少野生動植物種保護監視員は、その身分を示す証明書（別記様式第16号）を携帯し、関係人に提示しなければならない。
4 略

損失補償請求書

年 月 日

群馬県知事 へ

請求者 住 所
氏 名 印
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例第31条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補 償 請 求 の 理 由		
補 償 請 求 額	総 額	
	内 訳	

特定県内希少野生動植物種捕獲等届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者 住 所
氏 名 印
職 業
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業〕
電話番号

特定県内希少野生動植物種の個体等の捕獲等を行うので、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則別表第1第2号（第4号）の規定により、次のとおり届け出ます。

捕獲等をしようとする個体等	特定県内希少野生動植物種の名称（卵又は種子等にあつては、その旨）		
	数 量		
捕 獲 等 を す る 目 的			大学における教育・大学における学術研究・個体等の保護のための移動又は移植
捕 獲 等 に 係 任 者	役 職 ・ 氏 名		
	連 絡 先		
捕獲等をする区域及び当該区域の状況			
捕 獲 等 の 方 法			
捕 獲 し 、 又 は 採 取 し た 動 物 又 は 卵 の 輸 送 方 法			
捕 獲 等 を し よ う と す る 期 間			年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等をした個体等を飼養し、又は栽培しようとする場合	飼養栽培を行う場所の所在地		
	飼養栽培施設の規模及び構造		
	取 扱 者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼養栽培に関する経歴			

- 注1 「捕獲等をする目的」欄は、該当するものを○で囲み、詳細を別紙に記載すること。
- 2 「捕獲等に係る責任者」欄は、届出を行う者が法人である場合に記載し、「連絡先」欄には、当該届出に係る捕獲等に関する問い合わせに対応可能な連絡先を記載すること。
- 3 「捕獲等をする区域及び当該区域の状況」欄には、捕獲等をしようとする区域の所在地、当該区域の環境及び捕獲等をしようとする個体等の生息又は生育の状況について詳細に記載すること。
- 4 「捕獲等の方法」欄には、捕獲等に係る方法及び使用する器具等の名称を記載すること。

特定県内希少野生動植物種捕獲等通知書

年 月 日

群馬県知事 あて

通知者 大学の所在地
 大学の名称
 代表者の氏名
 電話番号

印

大学における教育又は学術研究のために特定県内希少野生動植物種の個体等の捕獲等を行うので、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則別表第1第2号の規定により、次のとおり通知します。

捕獲等をしようとする個体等	特定県内希少野生動植物種の名称（卵又は種子等にあつては、その旨）		
	数 量		
捕獲等をする目的			大学における教育・大学における学術研究
捕獲等に係る責任者	役職・氏名		
	連絡先		
捕獲等をする区域及び当該区域の状況			
捕獲等の方法			
捕獲し、又は採取した動物又は卵の輸送方法			
捕獲等をしようとする期間			年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等をした個体等を飼養し、又は栽培しようとする場合	飼養栽培を行う場所の所在地		
	飼養栽培施設の規模及び構造		
	取扱者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼養栽培に関する経歴			

- 注1 「捕獲等をする目的」欄には、捕獲等をする目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。
- 2 「捕獲等に係る責任者」欄の連絡先は、当該届出に係る捕獲等に関する問い合わせに対応可能な連絡先を記載すること。
- 3 「捕獲等をする区域及び当該区域の状況」欄には、捕獲等をしようとする区域の所在地、当該区域の環境及び捕獲等をしようとする個体等の生息又は生育の状況について詳細に記載すること。
- 4 「捕獲等の方法」欄には、捕獲等に係る方法及び使用する器具等の名称を記載すること。

生息地等保全地区内鉱物採掘等届出書（通知書）

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者（通知者） 大学の所在地
大学の名称
代表者の氏名
電話番号

印

大学における教育又は学術研究のために鉱物の採掘（土石の採取）を行うので、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第2第3号トの規定により、次のとおり届け出ます（通知します）。

生息地等保全地区の名称		
行為の目的		
行為に係る責任者	役職・氏名	
	連絡先	
行為の場所		市 郡 町 村 大字 字 番地（地先）
行為地及びその付近の状況		
行為の施行方法		
行為による影響の軽減の方法		
関連行為の概要		
行為の着手予定年月日		年 月 日
行為の完了予定年月日		年 月 日
備考		

注1 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。

2 「行為に係る責任者」欄の連絡先は、当該届出（通知）に係る行為に関する問い合わせに対応可能な連絡先を記載すること。

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載することとし、その詳細については、規則第23条において準用する規則第12条第2項第2号の概況図に記載すること。

4 「行為の施行方法」欄には、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積を記載すること。

5 「行為による影響の軽減の方法」欄には、当該行為による特定県内希少野生動植物種の個体の生息又は生育への影響を軽減するための方法を記載することとし、その詳細については、規則第23条において準用する規則第12条第2項第3号の平面図に記載すること。

- 6 「関連行為の概要」欄には、行為の支障となる木竹の伐採、残土処理、工事中仮設工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載することとし、その詳細については、規則第12条第2項第3号の平面図に記載すること。
- 7 「備考」欄には、他の法令等の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は行政庁への届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。